

和歌山市夜間中学設置実施要領

和歌山市夜間中学設置基本計画（令和6年3月制定）に基づく和歌山市に設置する夜間中学の運営にあたっての具体的事項は、次のとおりとする。

1 授業日及び学習時間

- (1) 月曜日から金曜日の午後5時35分から午後9時00分まで
- (2) 1授業45分間の4時限とする。

17:35～17:40	始めの学活
17:40～18:25	1限目（45分）
18:35～19:20	2限目（45分）
19:25～20:10	3限目（45分）
20:15～21:00	4限目（45分）
21:00～	終わりの学活・下校

2 授業科目

中学校学習指導要領に基づき、5教科（国語、社会、数学、理科、外国語）、技能教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を編成するとともに、キャリア教育、進路指導等を行う。ただし、特定の教科のみを履修することはできない。

3 各教科の授業時数及び時間割

年間総授業時数を700時間程度とし、学年別授業を基本とする。学び直し等のニーズが多いことを踏まえ、5教科の時数を多く設定する。また、技能教科は時数を減らし、道徳、総合的な学習の時間、特別活動との合科、全学年合同での授業も行うことができるものとする。

【総授業時数（例）】

区分	教科の授業時数									道徳 総合 特別 学活	総 授業 時数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語		
1年	140	70	140	70	35	35	35	35	105	35	700
週	4	2	4	2	1	1	1	1	3	1	20
2年	140	70	140	70	35	35	35	35	105	35	700
週	4	2	4	2	1	1	1	1	3	1	20
3年	105	105	105	105	35	35	35	35	105	35	700
週	3	3	3	3	1	1	1	1	3	1	20

【時間割（例）】

	月	火	水	木	金
始めの学活					
1 限目	国語	社会	英語	理科	数学
2 限目	数学	国語	社会	英語	理科
3 限目	英語	数学	国語	数学	美術
4 限目	保健体育	技術・家庭	音楽	国語	特活 道徳 総合
終わりの学活					

4 学習内容のコース選択について

学年別授業を基本とするが、習熟度にあわせて適切な学習内容のコースを選択することができることとする。ただし、コース内容については、年度当初に校長の判断で決定するものとする。

【コース選択（例）】

コース名	コースの概要
基礎・基本 Aコース	○国語、数学、英語を中心に小学校段階の学習内容を含む中学校1年生の学習内容をじっくり学習する。 【想定される生徒】 ・国語は文字、漢字の読み書きが不十分 ・数学は四則計算や分数計算が不十分 ・英語はアルファベットの読み書きが不十分
基礎・基本 Bコース	○学習に必要な日本語を身に付けることを中心としたコース 【想定される生徒】 ・学習における日本語理解に不安がある。
通常課程①	○中学校1年生の教育課程を学習する。 【想定される生徒】 ・中学校1年生の内容から学習をしたい生徒 ・中学校1年生の内容から学び直しをしたい生徒
通常課程②	○中学校2年生の教育課程を学習する。 【想定される生徒】 ・中学校2年生の内容から学習をしたい生徒 ・中学校2年生の内容から学び直しをしたい生徒
通常課程③	○中学校3年生の教育課程を学習する。 【想定される生徒】 ・中学校3年生の内容から学習をしたい生徒 ・中学校3年生の内容から学び直しをしたい生徒 ・進学を目指している生徒

5 進級及び卒業

- (1) 校長は、生徒本人の希望や学習状況等を踏まえ、原級に留め置くことができるものとする。
- (2) 決められた課程を修了後、中学校の卒業証書を授与するものとする。

6 学習支援

夜間中学での学習支援については、誰一人取り残さない教育、生徒の多様性を尊重した教育のため、次の取組に努める。

- (1) 生徒の状況に応じて教員や学習支援スタッフが指導を行い、学習の進捗に合わせたサポートを行う。
- (2) 定期的に教科担当者が生徒にフィードバックを行い、生徒の理解度や課題を共有する。
- (3) 生徒が主体的に参加する形での授業を行い、発表や意見交換を通じて学びを深める。
- (4) 易しい内容から始めて段階的に難易度を上げていく教材や、興味を引くような実践的な教材を用意し、それぞれのペースで学習を進める。
- (5) 本人の希望を尊重し、始業前や休み時間を利用して、苦手分野の克服や復習等のための習熟度に応じた個別学習を行う。
- (6) 希望や状況に応じて小学校段階の内容の学習、外国籍の生徒や日本語が苦手な生徒に対する日本語支援を行う。
- (7) ICTの利用やプリント等での母語の補助等を行い、母語による理解も併せて行う。
- (8) ICTを活用して教育や学習プロセスを支援し、効果的な学びの環境を提供する。
- (9) 「学習に関する悩み」「心理的な悩み」「進路に関する悩み」など、生徒が直面するさまざまな問題や悩みに対して支援を行う。
- (10) 校外学習や学校行事等で生徒間の交流を深め、多様性を尊重した学びに努める。

7 教員の資質向上のための研修体制の整備

- (1) 教員の指導力向上のための研修体制を整え、他都市の事例等の情報を積極的に収集しながら、教育内容の指導の充実を図る。
また、夜間中学は、多様な生徒が在籍する学校であることを踏まえ、人権研修の充実を図り、人権意識の向上に努める。
- (2) 他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や人事交流を進めることで、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努める。

8 和歌山市立和歌山高等学校定時制との連携

- (1) 一人一人の学習習得状況を踏まえるとともに、卒業後、高等学校等への進路選択や資格取得を目指す生徒に適切な学びを提供する観点から、市高定時制の教員等が、ゲストティーチャーとして、技術や総合的な学習の時間等で「ビジネス基礎」や「情報処理」などの体験学習を行う。
- (2) 和歌山市立和歌山高等学校定時制の行事（防災訓練、レクリエーション等）に参加して交流を図り、人権学習等では、夜間中学の生徒から市高定時制の生徒への学ぶ機会も設定する。

9 不登校などにより長期欠席をしている学齢生徒への支援

和歌山市の学齢生徒については、一人一人の状況に応じて多様な教育機会を確保する観点から、本人の希望を尊重したうえで、保護者、在籍校の校長と十分な協議をし、夜間中学への受入が適切であると認められた場合、在籍校に籍を残したまま、次のことに留意して受入を許可することとする。

- ① 在籍校の学校長は、夜間中学の趣旨について十分な説明を行う。
- ② 夜間中学校長は、授業見学や体験学習を実施後、原則本人及び保護者並びに在籍校の担任と面談を行い、受入を決定する。
- ③ 指導要録上の出席扱いについては、夜間中学校長と協議を十分に行い、在籍校長が決定をする。
- ④ 評価、進路指導については、夜間中学校長と協議を十分に行い、在籍校長が当該生徒の進路に支障がないよう配慮する。
- ⑤ 在籍校長及び夜間中学校長は、保護者及び関係機関と連携を十分に図る。

10 通学区域及び手段

- (1) 和歌山県内全域とする。ただし、他市町村から受け入れる場合は、自身で通学が可能な区域とする。
- (2) 通学手段は、徒歩、自転車、バイク、公共交通機関（電車等）とし、自動車での構内への乗り入れは禁止とする。

11 その他

- (1) 給食は提供せず、休憩の間に校内で各自が持参した食事を取ることにする。
- (2) 授業支援、通学手段または提出に関する事等について配慮を必要とする場合は、個別に対応するものとする。
- (3) その他運営について必要となる事項は、教育委員会が別に定める。